

建設関連業等の動態調査における民間競争入札実施要項

競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号。以下、「法」という。）に基づく競争の導入による公共サービスの改革については、公共サービスによる利益を享受する国民の立場に立って、公共サービスの全般について不断の見直しを行い、その実施について、透明かつ公正な競争の下で民間事業者の創意と工夫を適切に反映させることにより、国民のため、より良質かつ低廉なサービスを実現することを目指すものである。

前記を踏まえ、国土交通省は、公共サービス改革基本方針（平成 24 年 7 月 20 日改定を閣議決定）別表において民間競争入札の対象として選定された建設関連業等の動態調査に係る統計調査関連業務について、公共サービス改革基本方針に従って、本実施要項を定めるものとする。

1 建設関連業等の動態調査の概要

建設関連業等の動態調査は、測量業、建設コンサルタント、地質調査業、建築設計業務、建設機械器具リース業、重仮設リース業、軽仮設リース業の活動の動向を迅速、的確に把握し、建設関連業に関する施策の基礎資料とするとともに、建設活動の先行指標又は一致指標として建設行政に資することを目的とする。

(1) 調査の対象

測量業、建設コンサルタント、地質調査業、建築設計業務、建設機械器具リース業、重仮設リース業、軽仮設リース業の各業界団体の会員名簿を母集団名簿とし、各母集団毎に年間売上高の上位の会社で、国土交通省が指定した会社。

(2) 調査方法

調査は、調査対象者へ調査票を送付し、回収する方法により実施する。

ただし、調査票は、電子メール又は国土交通省のオンラインシステムによって報告することも可能であり、この場合、調査対象者への調査票の送付は、郵送に代え、電子メールにより送信する。

(3) 調査客体数

測量業・建設コンサルタント・地質調査業：それぞれ 50 社

建築設計業務：50 社

建設機械器具リース業：50 社

重仮設リース業：12 社

軽仮設リース業：50 社

(4) 調査時期

調査の基準日：毎月末

調査期間：毎月

調査票の提出期限：翌月 15 日

(5) 調査事項

① 測量業・建設コンサルタント・地質調査業

・発注者別、契約件数及び契約金額

② 建築設計業務

・建築主別、用途別、概算延床面積

- ③ 建設機械器具リース業
 - ・ 工事種類別賃貸売上高
 - ・ 主要品目別の月間稼働延べ台数及び月末総保有台数
- ④ 重仮設リース業・軽仮設リース業
 - ・ 工事種類別賃貸売上高
 - ・ 主要品目別の月末稼働量及び月末総保有台数

2 建設関連業等の動態調査に係る請負業務の詳細な内容及びその実施に当たり確保されるべき質

(1) 建設関連業等の動態調査に係る請負業務の内容

請負業務は、以下の業務とする。

調査関係用品の印刷、調査関係用品の送付、調査票の回収・督促、照会対応、調査票審査、集計、推定、結果表の作成に係る業務

① 業務期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで（平成 25 年 3 月実績分調査から平成 28 年 2 月実績分調査）とする。

（上記に係る予算措置については、平成 25 年度予算要求中（3ヶ年国庫債務負担行為）であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成 25 年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。）

② 国土交通省からの貸与物件

本調査における国土交通省からの貸与物件は以下ア～カのとおりである。物件の貸与は契約締結後に適宜行う。貸与した物件は業務完了後に必ず国土交通省に返却すること。なお、貸与物件の見本を入札説明会において提示する。

- ア 調査対象名簿
- イ 調査対象名簿の更新情報（平成 25・26・27 年度分）
- ウ 調査票データ（平成 23 年度分）
- エ 調査関係用品印刷原稿
- オ 報告書（平成 23 年度分）
- カ 調査票の記入例

③ 業務内容

この実施要項に基づき請負業務を実施する事業者（以下「民間事業者」という。）が実施する業務（以下「本業務」という。）のうち、本調査に係る業務は以下のとおりである。

なお、ここに示す業務内容は最低限の要求事項であり、各業務について適正かつ確実にを行う工夫を求めるとともに、イ～エの業務については、より良質かつ低廉なサービスを実現する観点から、民間事業者の創意工夫を求める（入札の際は、業務実施の具体的な方法について、民間事業者の創意工夫による提案は、業務提案書（5(2)③参照）に記載する。）。

本調査の調査手順は、作業順序に従い、次の 5 工程とする。（別紙 3 参照）

- ・ 調査関係用品の印刷
- ・ 調査関係用品の送付
- ・ 調査票の回収・督促

- ・ 調査票審査、照会対応
- ・ 集計、推定、結果表の作成

ア 調査関係用品の印刷

調査票、依頼文書、結果表及び調査用封筒（配布用（角2）・回収用（長3）、片面）を国土交通省の提供する印刷原稿を基に印刷をする。

なお、「結果表」は、本調査結果の公表資料であり、国土交通省が提供する印刷原稿を基に、毎月印刷する。

<関連業>	<調査票>	<依頼文書>	<結果表>	<調査対象者数>
測量業	A4 片面 1 枚	A4 片面 1 枚	A4 片面 6 枚	50 社
建設コンサルタント	〃	〃	〃	50 社
地質調査業	〃	〃	〃	50 社
建築設計業務	〃	〃	〃	50 社
建設機械器具リース業	〃	〃	A4 片面 3 枚	50 社
重仮設リース業	〃	〃	〃	12 社
軽仮設リース業	〃	〃	〃	50 社

イ 調査関係用品の送付

配布用封筒に調査票、依頼文書、結果表及び回収用封筒を封入し、国土交通省が指定する調査対象者に、毎月月初めに郵送により配布し、調査協力依頼を行うこと。ただし、オンライン申請システム等（電子メールを含む）を用いて提出する調査対象者については、郵送ではなく電子メール等を用いた調査票の配布とする。

なお、調査協力依頼については、回収率及び記入精度を向上させる観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

ウ 調査票の回収・督促

調査票の回収は郵送及び国土交通省が有するオンライン申請システム等により行うものとし、毎月 15 日までに調査票の返送がなかった調査対象者に対して、督促を行うこと。ただし、オンライン申請システムにより調査票を回収する場合は、国土交通省からオンライン申請システムによる回答内容の提供を受け、回答がなかった調査対象者に対して督促を行う。

なお、督促については、目標回収率を確保する観点から、具体的な督促時期・対象、督促の手法を業務提案書に記載することとし、民間事業者の創意工夫を求める。

エ 調査票審査及び照会対応

回収された調査票の記入内容の漏れ、誤記、調査項目間の整合性等の確認を行い、記載内容に疑義がある場合には、調査票記入者に対して、電話、ファクシミリ又は電子メールにより問い合わせを行い、必要に応じて所要の修正を行うこと。

また、調査対象者からの調査内容等に関する照会に適宜対応すること。

なお、照会対応については、効果的に実施する観点から、民間事業者の創意工夫を求める。

オ 集計、推定及び結果表の作成

審査を終了した調査票のデータ入力を行い、入力内容に誤りがないか確認した上、以下の集計事項について、調査項目毎の集計を行い、対象母集団の全数推定、前年同月の共通回答会社による比の作成を行い、結果表を作成すること。

なお、全数推定は、調査対象月の提出された調査票の数値の合計に、全調査対象者の年間売上高の合計と、調査票が提出された調査対象者の年間売上高の合計の比を乗じることにより求めるものとする。

＜集計事項＞

- ・ 測量業、建設コンサルタント及び地質調査業：発注者別、国内海外別の件数及び受注高
- ・ 建築設計業務：建築主別及び用途別の延べ床面積
- ・ 建設機械器具リース業：工事種類別分類施主別賃貸売上高と
主要品目の月間稼働延べ台数及び月末総保有台数

- ・ 重仮設リース業及び軽仮設リース業：工事種類別分類施主別賃貸売上高と
主要品目の月末稼働量及び月末総保有量

カ その他

本調査については、毎年度（4月実績分の調査から）調査対象者の選定（業種毎に年間売上高の上位会社を抽出）を行うこととしていることから、調査対象者の一部変更を行う場合がある。

④ 情報セキュリティの管理

民間事業者は、国土交通省情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを確保するものとする。特に下記の点に留意すること。

ア 民間事業者は、国土交通省から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置を講ずること。

イ 民間事業者は、国土交通省情報セキュリティポリシーの履行が不十分とみなされるとき又は民間事業者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて国土交通省の行う情報セキュリティ監査を受け入れること。

ウ 民間事業者は、国土交通省から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。

⑤ 納入物件

以下ア～ウを国土交通省総合政策局情報政策課建設統計室に、毎月23日（23日が休日の場合はその前営業日。）までに納入すること。

ア 建設関連業等の動態調査結果表（一覧表を含む）の内容を収録した電子媒体（CD-R等）及びこの内容を出力した計算出力用紙

イ 調査票

ウ 調査票の内容を収録した電子媒体（CD-R等）及びこの内容を出力した計算出力用紙

(2) 請負業務に関する留意事項

① 民間事業者は本業務を実施するために、調査関係書類を厳重に管理する環境、電話設備、FAX、インターネット、パソコン等の必要な設備と場所等を用意する。なお、国土交通省オンライン申請システムについては、この限りでない。

② 民間事業者は「建設関連業等の動態調査事務局」という名称を用いて調査関係用品の

送付、調査票の回収・督促、照会対応を実施する。なお、この名称及び国土交通省の請負者である旨は、調査客体へ送付する「依頼文」に明記する。

- ③ 民間事業者は、請負業務の適切な実施を確保するために、国土交通省との連絡・調整を行う担当者を設置すること。担当者は業務履行時間内（平日の 9:30～18:15）においては、速やかに国土交通省と連絡・調整が取れる状態を保つこととし、国土交通省との連絡・調整はこの担当者を経ることとする。

なお、(3) 業務に当たり確保されるべき質が達成できない恐れがある場合等は、速やかに国土交通省に報告し、指示を仰ぐこと。

(3) 業務遂行に当たり確保されるべき質

本業務の遂行に当たって、確保されるべき質として求められるものは以下のとおりである。

① 目標回収率

本調査において、各月の調査票の回収率は、各業種毎、平成 22 年 4 月から平成 24 年 6 月までの回収率を基に設定した以下に示す割合を上回ることとする。但し、これが達成できない場合にあっても、統計精度を維持する観点から、各業種毎に国土交通省が指定する調査客体からの回収を図ることとする。このため、調査協力依頼及び督促については、これが効果的に行われなければならない。また、照会対応については、これが適切に行われなければならない。

＜業種別回収率＞

・ 測量業	85%
・ 建設コンサルタント	90%
・ 地質調査業	70%
・ 建築設計業務	70%
・ 建設機械器具リース業	65%
・ 重仮設リース業	80%
・ 軽仮設リース業	55%

② 結果の正確性

本調査において、一連の業務を通して、各月の結果の正確性が確保されなければならない。このため、各調査の各工程において、本要項及び契約に基づき遂行することとされた業務が適正かつ確実に履行されなければならない。

(4) 契約金額の支払いについて

契約金額の支払いについては、落札者の決定後、落札者と国土交通省が協議を行い、調査及び年度ごとに契約金の支払額を決定する。

国土交通省は、8 (1) の報告及び 2 (1) ⑤ の納入物件に基づき、業務の適正かつ確実な実施がなされたことを確認した後、所定の金額を支払う。業務遂行後の確認ができない限り支払いは行わない。

3 契約期間

契約期間は、平成 25 年 4 月 1 日（契約締結後）から平成 28 年 3 月 31 日までとする。

（上記に係る予算措置については、平成 25 年度予算要求中（3 ヶ年国庫債務負担行為）であり、本入札に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る平成 25 年度予算が成立し、予算示達が行なわれることを条件とする。）

4 民間競争入札に参加する者に必要な資格

- (1) 法第 15 条において準用する法第 10 条各号(第 11 号を除く。)に該当する者でないこと。
- (2) 予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)第 70 条の規定に該当しないものであること。(なお、未成年者又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別な理由がある場合に該当する。)
- (3) 予決令第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (4) 国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて(平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 国土交通省競争参加資格(全省統一資格)の「役務の提供等」の調査・研究において「A」～「C」の等級に格付けされているものであること。
- (6) 建設業、測量業、建設コンサルタント、地質調査業、建築設計業、建設機械器具リース業、重仮設リース業、及び軽仮設リース業を営んでいないこと。
- (7) 本実施事項に記載する事項のとおり役務を実施・完了することができることを証明した者であること。なお、この場合の証明とは、落札者として決定された民間事業者との間で締結される法第 20 条第 1 項の契約(以下「本契約」という。)を締結することとなった場合、確実に完了期限までに業務を実施・完了することができるとの意思表示を書面により証明することをいう。
- (8) 実施要項の検討に当たり、外部有識者又は外部有識者が属する民間事業者でないこと。

5 民間競争入札に参加する者の募集

(1) 民間競争入札に係るスケジュール(予定)

- | | |
|---------------|-----------------|
| ① 入札公告 | 平成 24 年 12 月下旬頃 |
| ② 入札説明会 | 平成 25 年 1 月上旬頃 |
| ③ 入札説明会後の質問期限 | 平成 25 年 1 月中旬頃 |
| ④ 入札書類提出期限 | 平成 25 年 1 月中旬頃 |
| ⑤ 入札書類の評価 | 平成 25 年 1 月下旬頃 |
| ⑥ 開札 | 平成 25 年 2 月中旬頃 |
| ⑦ 契約の締結 | 平成 25 年 4 月 1 日 |

(2) 入札実施手続

① 入札説明会後の質問受付

入札公告以降、国土交通省において入札説明書の交付を受けた者は、本実施要項の内容や入札に係る事項について、入札説明会後に、国土交通省に対して質問を行うことができる。質問は原則として電子メールにより行い、質問内容及び国土交通省からの回答は原則として入札説明書の交付を受けたすべての者に公開することとする。

ただし、民間事業者の権利や競争上の地位等を害するおそれがあると判断される場合には、質問者の意向を聴取した上で公開しないよう配慮する。

② 提出書類

民間競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）は、入札金額を記載した書類及び業務実施の具体的な方法、その質の確保の方法等に関する書類（以下「業務提案書」という。）を提出する。なお、業務提案書の項目が「評価項目一覧」のどの項目に該当するか判るようにすること。入札金額には、本業務に要する一切の経費の105分の100に相当する金額を記載することとする。また、法第15条において準用する第10条各号に規定する欠格事由の審査に必要な書類をあわせて提出すること。

③ 業務提案書の内容

入札参加者が提出する業務提案書には、6で示す総合評価を受けるため、次の事項を記載することとする。

ア 事業実施計画

イ 事業実施体制

- (i) 実施体制・役割分担
- (ii) 事業実績・資格
- (iii) 設備・環境
- (iv) 情報セキュリティ対策

ウ 個別業務の実施方法

（2(1)に示す工程ごとに記載すること。）

6 落札者を決定するための評価基準及び落札者の決定方法

本業務を実施する者（以下「落札者」という。）の決定は、総合評価落札方式によるものとする。なお、評価においては、国土交通省職員のほか外部有識者（評価者）による審査を行うこととする。

(1) 落札者決定に当たっての評価項目の設定

落札者を決定するための評価は、提出された業務提案書の内容が、本業務の目的・趣旨に沿い、かつ実行可能なものであるか、また、効果的なものであるかについて行う。

① 必須項目審査

国土交通省は、入札参加者が業務提案書に記載した内容を、下記の必須項目について満たしていることを確認する。すべて満たしている場合は合格とし、基礎点の72点を与える。なお、別紙1参照のこと。

ア 事業実施計画

- ・実施計画は2(1)に示す最低限の要求事項を履行するものになっているか。
- ・実施計画は2(2)に示す留意事項の要件を満たすものになっているか。

イ 事業実施体制

(i) 実施体制・役割分担

- ・本業務を遂行可能な人数が確保されているか。また、人員の補助体制が確立されているか。
- ・再委託をする業務がある場合、再委託の業務内容・業者が明確に示されているか。

(ii) 設備・環境

- ・調査票及び調査関係用品の整理及び保管体制を有しているか。
- ・本業務を実施する場所、設備環境（調査票の保管庫、電話、FAX、インターネット、パソコン等）が用意されているか。

(iii) 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティ対策は国土交通省情報セキュリティポリシーを遵守し、情報セキュリティを適切に確保するものとなっているか。

ウ 個別業務の実施方法

- ・2(1)に示す工程ごとに処理手順、実施方法等が具体的に示されているか。

② 加点項目審査

上記「①必須項目審査」で合格となった入札参加者に対し、加点項目について審査を行う。効果的な実施が期待されるという観点から、評価者は、加点項目ごとに入札参加者の業務提案書の内容を比較し、下表の審査基準に基づき各項目について0点から3点を付与する。各入札参加者の得点は、各項目に付与された得点に、その項目の重要度に応じて設定された加重を乗じた値とする。なお、別紙1を参照のこと。

表 審査基準

評価	評価内容	得点
A	非常に優れている	3
B	優れている	2
C	標準的・普通	1
D	記載なし、又は期待できない	0

ア 事業実施計画

- ・業務手順について、効率的に実施するための工夫がされているか。

イ 事業実施体制

(i) 実施体制・役割分担

- ・統計調査に精通した責任者がいるか
- ・国土交通省からの要望等に迅速・柔軟に対応できる体制が整っているか。

(ii) 専門性・資格

- ・組織又は本業務従事予定者に調査内容に関する専門知識・ノウハウがあるか。
- ・ISO9001の認証を受けているか。

(実施組織・部門が認証を受けているかを評価し、この項目の得点配分は
認証を受けていない：0点、認証を受けている：3点、とする。)

(iii) 情報セキュリティ対策

- ・情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）又はプライバシーマークの認証取得をしているか。

(実施組織・部門が認証を受けているかを評価し、この項目の得点配分は、認証を受けていない：0点、認証を受けている3点、とする。)

- ・効果的なセキュリティ対策がされているか。

ウ 個別業務の実施方法

(i) 業務を適正かつ確実にを行うための工夫

- ・2(1)に示す工程ごとに業務を適正かつ確実にを行うための工夫がされているか。

(ii) より良質かつ低廉なサービスを実現するための民間事業者の創意工夫による提案

- ・調査客体に対する調査協力依頼に関し、回収率及び記入精度を向上させる観点から、創意工夫が発揮された提案がされているか。

- ・督促に関し、回収率を向上させる観点から、創意工夫が発揮された提案がされているか。

- ・照会対応を効果的に実施する観点から、創意工夫が発揮された提案がされているか。

(2) 落札方式及び得点配分

① 落札方式

次の要件をともに満たしている者のうち、下記「②総合評価点の算出」によって得られた数値が最も高い者を落札予定者とする。

ア 入札価格が予定価格の範囲内であること。

イ 「評価項目一覧（必須）」に記載されている項目を、すべて満たしていること。

② 総合評価点の算出

総合評価点 = (基礎点 (72点) + 加点項目審査による加算点) ÷ 入札価格

(3) その他

① 落札予定者となるべき者の入札価格によっては、その者により本契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、上記「②総合評価点の算出」によって得られた数値の最も高い1者を落札予定者として決定することがある。

② 落札予定者となるべき者が2者以上あるときは、くじによって落札予定者を決定する。また、当該入札者のうち、くじを引かない者がいるときは、これに代わって入札事務に関係のない国土交通省の職員にくじを引かせ落札予定者を決定する。

③ 国土交通省は落札者が決定したときは、遅滞なく、落札者の氏名又は名称、落札金額、落札者の総合評価点等について公表するものとする。

(4) 初回の入札で落札予定者が決定しなかった場合の取り扱い

初回の入札で落札予定者が決定しなかったときは、直ちに再度の入札を行うこととする。

(5) 契約の締結後の措置

契約の締結後、民間事業者の創意工夫により業務提案書において提案された内容を踏まえ、事業開始までに国土交通省と十分に協議し、双方合意の下に業務内容の詳細を確定する。このとき、提案の採用の可否に起因する契約金額の増減は原則として行わない。また、契約期間中において、民間事業者が業務の実績を踏まえて、民間事業者の創意工夫による業務の改善に係る提案を行うことも可能とする。この場合は、民間事業者は国土交通省の承認を受けた上で、契約の範囲内において業務の改善を行うものとする。

7 建設関連業等の動態調査における従来の実施状況に関する情報の開示

建設関連業等の動態調査における従来の実施状況に関する情報の開示については、別紙2のとおりとする。

- (1) 従来の実施に要した経費
- (2) 従来の実施に要した人員
- (3) 従来の実施に要した施設及び設備
- (4) 従来の実施における目的の達成の程度

(5) 従来の実施方法

8 契約により民間事業者が講ずべき措置等

(1) 報告について

① 2(3)で設定した本業務の遂行に当たって求められる質の確保がなされていることを確認するため、民間事業者は、以下の事項について、毎月23日(23日が休日の場合はその前営業日)までに国土交通省に報告し、その内容について確認を受けることとする。但し、調査票の提出期限が到来した際、調査票の回収率が2(3)①に示した業種別回収率を下回る状況にある場合には、速やかに回収状況等を整理の上、国土交通省に状況説明を行い、その後の対応について協議することとする。報告様式には、以下の事項を盛り込むこととし、具体的には国土交通省が民間事業者とあらかじめ協議の上決定する。その際、民間事業者の過度な負担とならないように留意しつつ、件数や内容を的確に把握するとともに、時系列的な推移等、各工程の遂行の成果が明らかになるようにする。

ア 調査関係用品の送付及び調査票の回収・督促の状況

イ 調査客体からの照会対応の状況

ウ 調査票の審査・疑義照会の状況

エ 調査客体からの意見・苦情対応の状況

② 国土交通省は、民間事業者から受けた上記報告内容を整理した上で、その概況を調査年の翌年6月末までに公表するとともに、官民競争入札等監理委員会に報告するものとする。

(2) 調査について

国土交通省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(1)の報告や次の①、②によるモニタリングの結果等により必要があると認めるときは、法第26条第1項に基づき、民間事業者に対し、業務の実施状況に関し必要な報告を求め、又は民間事業者の事務所に立ち入り、業務の実施状況又は帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができるものとする。立ち入り検査をする国土交通省の職員は、検査等を行う際には、当該検査が法第26条第1項に基づくものであることを民間事業者に明示するとともに、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示するものとする。

① 民間事業者への電話(適宜)

国土交通省から民間事業者へ電話し、業務担当者に様々な質問を投げかけることにより、適切な照会対応をしているかどうかを調査する。

② 調査客体への電話(適宜)

国土交通省から調査客体に電話し直接質問することにより、督促等において調査票の記入を軽視するような発言・表現がなかったかどうか等を調査する。

(3) 指示について

国土交通省は、民間事業者による業務の適正かつ確実な実施を確保するために、上記(2)の調査結果等により必要があると認めるときは、法第27条第1項に基づき、民間事業者に対し、改善策の作成・提出を求めるなどの必要な措置をとるべきことを指示することができる。なお、民間事業者は、改善策の作成に当たり、国土交通省に対して助言・協力を求めることができる。

(4) 秘密の保持

民間事業者は、本業務に関して国土交通省が開示した情報等（公知の事実を除く。）及び業務遂行過程で作成した提出物等に関する情報を漏洩してはならないものとし、そのための必要な措置を講ずること。民間事業者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員、その他の本業務に従事している者又は従事していた者は、業務上知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。これらの者が秘密を漏らし、又は盗用した場合には、法第 54 条により罰則の適用がある。

なお、当該情報等を本業務以外の目的に使用又は第三者に開示してはならない。

(5) 著作権等の取扱い

- ① 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権等」という。）は、国土交通省が保有するものとする。
- ② 成果物に含まれる民間事業者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- ③ 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合は、民間事業者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

(6) 契約に基づき民間事業者が講ずべき措置

- ① 業務の開始及び中止
 - ア 民間事業者は、2 (1)①に定める業務期間の開始日より、確実に本業務を開始しなければならない。
 - イ 民間事業者は、やむを得ない事由により、本業務を中止しようとするときには、あらかじめ、国土交通省の承認を受けなければならない。
- ② 公正な取扱い
 - ア 民間事業者は、本業務の実施に当たって、調査客体を具体的な理由なく区別してはならない。
 - イ 民間事業者は、調査客体の取り扱いについて、自らが行う事業の利用の有無により区別してはならない。
- ③ 金品等の授受の禁止
民間事業者は、本業務において、金品等を受け取ること又は与えることをしてはならない。
- ④ 宣伝行為の禁止
 - ア 民間事業者及び本業務に従事する者は、「国土交通省建設統計室」、「建設関連業等の動態調査」の名称やその一部を用い、本業務以外の自ら行う業務の宣伝に利用すること（一般的な会社案内資料において列挙される事業内容や受託業務の 1 つとして事実のみ簡潔に記載する場合等を除く。）及び当該自ら行う業務が建設関連業等の動態調査の一部であるかのように誤認させる恐れのある行為をしてはならない。
 - イ 民間事業者は、本業務の実施に当たって、自らが行う事業の宣伝を行ってはならない。
- ⑤ 事業の同時実施の禁止
民間事業者は、本業務において調査客体と接触する際に、同時に他の事業を行ってはならない。

⑥ 記録・帳簿書類

民間事業者は、本業務に関して作成した記録や帳簿書類を、実施年度ごとに翌年度より5年間保管しなければならない。また、保管期間終了後は破碎等を行い判別不可能な状態で速やかに廃棄し、国土交通省にその旨を報告しなければならない。

⑦ 権利の譲渡の禁止

民間事業者は、原則として、本契約に基づいて生じた権利の全部又は一部を第三者に譲渡してはならない。

⑧ 実施状況の公表

民間事業者は、本業務の実施状況を公表しようとするときは、あらかじめ国土交通省の承認を受けなければならない。

⑨ 再委託

ア 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。

イ 民間事業者は、本業務の実施に当たり、その一部について再委託を行う場合は、原則としてあらかじめ業務提案書において、再委託に関する事項（再委託先の住所・名称、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の業務履行能力並びに報告徴収その他運営管理の方法）について記載しなければならない。

ウ 民間事業者は、本契約締結後やむを得ない事情により再委託を行う場合には、再委託に関する事項を明らかにした上で国土交通省の承認を受けなければならない。

エ 民間事業者は上記イ又はウにより再委託を行う場合には、民間事業者が国土交通省に対して負う義務を適切に履行するため、再委託先の事業者に対し前記「(4) 秘密の保持」及び本項に規定する事項その他の事項について必要な措置を講じせるとともに、再委託先から必要な報告を徴収することとする。

オ 上記アからエまでに基づき、民間事業者が再委託先の事業者に業務を実施させる場合は、すべて民間事業者の責任において行うものとし、再委託先の事業者の責めに帰すべき事由については、民間事業者の責めに帰すべき事由とみなして、民間事業者が責任を負うものとする。

⑩ 請負内容の変更

民間事業者及び国土交通省は、本業務の更なる質の向上の推進又はその他やむを得ない事由により本契約の内容を変更しようとする場合は、あらかじめ変更の理由を提出し、それぞれの相手方の承認を受けなければならない。

⑪ 契約の解除等

国土交通省は、民間事業者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

ア 法第22条第1項第1号イからチ又は同項第2号に該当するとき。

イ 暴力団員を業務を統括する者又は従業員としていることが明らかになったとき。

ウ 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していることが明らかになったとき。

⑫ 契約の解釈

本契約に関して疑義が生じた事項については、その都度、民間事業者と国土交通省とが協議するものとする。

9 第三者に損害を加えた場合における民間事業者が負うべき責任

本契約を履行するに当たり、民間事業者又はその職員その他の本契約の履行に従事する者が、故意又は過失により第三者に損害を加えた場合における、当該損害に対する賠償等については、次に定めるところによるものとする。

- (1) 国土交通省が国家賠償法（昭和 22 年法律第 125 号）第 1 条第 1 項等に基づき当該第三者の対する賠償を行ったときは、国土交通省は民間事業者に対し、当該第三者に支払った損害賠償額（当該損害の発生について国土交通省の責めに帰すべき理由が存する場合は、国土交通省が自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分に限る。）について求償することができる。
- (2) 民間事業者が民法（明治 29 年法律第 89 号）第 709 条等に基づき当該第三者に対する賠償を行った場合であって、当該損害の発生について国土交通省の責めに帰すべき理由が存するときは、当該民間事業者は国土交通省に対し、当該第三者に支払った損害賠償額のうち自ら賠償の責めに任ずべき金額を超える部分について求償することができる。

10 法第 7 条第 8 項に規定する評価に関する事項

- (1) 実施状況に関する調査の時期
国土交通省は、内閣総理大臣が評価を行うに当たり必要な情報を収集するため、本業務の実施状況について毎年度末時点における状況を調査するものとする。
- (2) 調査の実施方法
国土交通省は、民間事業者に対し、8 (1) の報告等を基に、下記(3)の調査項目について必要な調査を行い、数値的な質の維持向上が達成されたかを定量的に評価するとともに、工程ごとに業務が適確かつ効果的に実施されたかを定性的に評価する。
- (3) 調査項目
 - ① 8 (1) に掲げる項目
 - ② 実際に本業務の実施に要した人員及び経費
- (4) 国土交通省は、上記調査に際して、必要に応じ、民間事業者及び調査客体から直接意見の聴取等を行うことができるものとする。
- (5) 国土交通省は上記調査についてとりまとめた本業務の実施状況等を内閣総理大臣に提出するに当たり、外部有識者の意見を聴くものとする。

11 その他の実施に関し必要な事項

- (1) 統計法令の遵守
本業務の実施に関し、民間事業者は、統計法（平成 19 年法律第 53 号）その他関係法令を遵守するものとする。特に、統計法は第 41 条において、同条に定める業務に関して知り得た個人又は法人その他の団体の秘密を漏らしてはならないと定めており、民間事業者はそのための措置を講ずること。

- (2) 本業務に従事する者は、刑法（明治 40 年法律第 45 号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなされる。
- (3) 次の①及び②のいずれかに該当する者は、法第 55 条の規定により三十万円以下の罰金に処されることとなる。
- ① 8（1）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は 8（2）による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
 - ② 正当な理由なく、8（3）による指示に違反した者
- (4) 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、上記(3)の違反行為をしたときは、法第 56 条の規定により、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して上記(3)の刑を科されることとなる。
- (5) 実施状況等の官民競争入札等監理委員会への報告
国土交通省は、民間事業者に対する会計法令に基づく監督・検査の状況について、業務終了後に官民競争入札等監理委員会へ報告するとともに、法第 26 条及び第 27 条に基づく報告徴収、立入検査、指示等を行った場合には、その都度、措置の内容及び理由並びに結果の概要を官民競争入札等監理委員会へ報告することとする。
- (6) 国土交通省の監督体制
- ① 本契約に係る監督は、契約担当官等が、自ら又は補助者に命じて、立ち会い、指示その他の適切な方法によって行うものとする。
 - ② 本業務の実施状況に係る監督は、8（2）により行うこととする。
- (7) 会計検査について
民間事業者は、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 23 条第 1 項第 7 号に規定する者に該当することから、会計検査院が必要と認めるときには、同法第 25 条及び第 26 条により、同院の実施の検査を受けたり、同院から資料・報告等の提出を求められたり質問を受けたりすることがある。